

議案第124号

頭島グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について

次のとおり頭島グラウンドゴルフ場の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名 称	指 定 する 団 体	指 定 の 期 間
頭島グラウンドゴルフ場	一般社団法人備前観光協会	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで

令和2年11月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 一般社団法人備前観光協会
代表者 会長 長崎 信行
所 在 備前市日生町寒河2570番地31

(2) 団体の位置付け

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

一般社団法人備前観光協会は、平成30年4月から指定管理者として管理し、利用客の利便性を図るとともに、当初から施設内に観光パンフレットやお土産物販売など、観光振興のため施設の有効利用を図りながら管理運営を行っている。また、市及び備前東商工会とも連絡を密にしており、引き続き頭島グラウンドゴルフ場の指定管理者として適当と認められる。

また、現在、備前観光協会と市を中心とした里海・里山ブランド推進協議会の中で、「渚の交番」事業が実施に向け協議されている。諸島を中心に観光全般にわたる大きな事業であり、必然的に本施設も事業計画において重要な拠点になることから、現時点での他の事業者の参入は事業の円滑な実施に支障を来すおそれがある。なお、事業の進捗を確認しながら管理運営を行うため指定期間を単年度とする。